

令和 2 年 1 1 月定例会

文教厚生委員会説明資料（その 2）

教 育 委 員 会

目 次

I 提 出 予 定 案 件 -----	1
1 一般会計・特別会計予算 -----	1
(1) 歳入歳出予算 -----	1
ア 総 括 表 -----	1
イ 課別主要事項説明 -----	3
(2) 繰越明許費 -----	4
(3) 債務負担行為 -----	5
2 その他の議案等 -----	6
(1) 条例案 -----	6

I 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算

ア 総括表

一般会計

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳						
				特 定 財 源						一般財源
				国支出金	使 用 料 手 数 料	財産収入	繰 入 金	諸 収 入	地 方 債	
教 育 政 策 課	1,874,747	0	1,874,747	274,090	9,800	58,097	90,000	35,642		1,407,118
コンプライアンス推進室	963	0	963							963
施 設 整 備 課	2,724,910	0	2,724,910	104,486			579,000	24,561	1,747,000	269,863
教 育 創 生 課	245,526	0	245,526	56,458	9,999		37,000	480	91,000	50,589
教 職 員 課	64,490,415	0	64,490,415	11,348,572	2,035,298			6,462		51,100,083
福 利 厚 生 課	9,053,432	0	9,053,432			26,667		108	2,407,000	6,619,657
学 校 教 育 課	655,540	0	655,540	292,268	2,065	410		1,420		359,377
グ ロー バ ル ・ 文 化 教 育 課	2,188,686	0	2,188,686	1,835,546			7,860	1,476		343,804
特別支援教育課	191,726	39,500	231,226	105,749			1,000		(29,000)	(10,500)
								29,000		95,477
人 権 教 育 課	227,987	0	227,987	73,422				11,000		143,565
体育学校安全課	415,240		415,240	169,811			5,200	132,320		107,909
生 涯 学 習 課	154,659	0	154,659	28,681				10		125,968
計	82,223,831	39,500	82,263,331	14,289,083	2,057,162	85,174	720,060	213,479	(29,000)	(10,500)
								4,274,000		60,624,373

注：() 数字は、補正額の財源の再掲である。

特 別 会 計

(単位：千円)

区 分	会 計 名	補正前の額	補 正 額	計	財 源 内 訳		
					財産収入	諸 収 入	繰 越 金
施 設 整 備 課	県 有 林 県 行 造 林 事 業 特 別 会 計	250	0	250	250		
グ ロー バ ル ・ 文 化 教 育 課	奨 学 金 貸 付 金 特 別 会 計	272,927	0	272,927	1,241	181,458	90,228
計		273,177	0	273,177	1,491	181,458	90,228

イ 課 別 主 要 事 項 説 明
 特 別 支 援 教 育 課
 (ア) 一 般 会 計

(単位：千円)

目 名	補正前の額	補 正 額	計	摘 要
計 画 調 査 費	7,186	0	7,186	
教 育 指 導 費	56,540	0	56,540	
特 別 支 援 学 校 費	128,000	0	128,000	
(特別支援学校費) 学 校 建 設 費	0	39,500	39,500	① 特別支援学校施設整備事業費 (39,500) ア ⑧ 新時代対応！国府支援学校整備事業 39,500
特別支援教育課合計	191,726	39,500	231,226	

(2) 繰越明許費
一般会計
(追加)

(単位：千円)

課 名	事 業 名	予 算 額	年 度 内 執 行 予 定 額	翌 年 度 繰 越 予 定 額	繰 越 理 由
学 校 教 育 課	総 合 教 育 セ ン タ ー 管 理 運 営 費	409,305	398,667	10,638	計画に関する諸条件
特別支援教育課	特 別 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業 費	39,500	0	39,500	計画に関する諸条件
合 計		448,805	398,667	50,138	

(3) 債務負担行為
一般会計
(追加)

(単位：千円)

課 名	事 項	期 間	限 度 額	左 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国支出金	地 方 債	そ の 他	
特別支援教育課	特別支援学校施設整備事業 設計委託契約	自 令和3年度 至 令和4年度	355,500		265,000		90,500

2 その他の議案等

(1) 条 例 案

ア 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例（教職員課）

(改正の理由)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部が改正され、教育職員について1年単位の変形労働時間制を条例により実施できることとされたことに伴い、本県の教育職員についても当該変形労働時間制を実施できるようにするため、所要の改正を行う必要がある。

(改正の概要)

- (ア) 徳島県教育委員会（県費負担教職員にあっては、その者の属する市町村の教育委員会。以下「教育委員会」という。）は、公務の運営上の事情により特別の形態によって勤務する必要のある義務教育諸学校等の教育職員について、長期休業期間等において勤務時間を割り振らない日を連続して設けることを目的とする場合に限り、人事委員会規則の定めるところにより、週休日及び勤務時間の割振りを別に定めることができることとする。
- (イ) 教育委員会は、（ア）により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、毎週少なくとも1日の週休日を設け、対象期間として定められた期間につき当該期間を平均し1週間当たりの勤務時間が原則として38時間45分となるよう勤務時間を割り振らなければならないこととする。
- (ウ) 教育委員会は、（ア）により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、教育職員の業務量の適切な管理等に関する国の指針に定める措置を講ずるものとする。
- (エ) （ウ）の措置を講ずることができなくなった場合又は講ずることができなくなることが明らかとなった場合における勤務時間に係る措置について定めることとする。

(施行期日)

令和3年4月1日から施行する。